

平成27年度京都市食品衛生監視指導計画案についての意見

京都府生活協同組合連合会

理事 坂本 茂

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F 電話：075-251-1551

〔1〕食品衛生監視指導計画の策定にかかわる取組みの全体をつうじて

- (1) 食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、「その趣旨及び内容その他必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない」ことが定められ、2003年度からスタートしました。当会からは毎年、意見を提出していますが、京都市におかれては積極的に意見をうけとめて、施策執行に反映していただいております、感謝申し上げます。
- (2) 本市保健所等で配布されている「リーフレット」および食品衛生監視指導計画案は2011年度から改善され、趣旨および概要がたいへんわかりやすくなりました。ホームページの抜本的な拡充の必要性についても、2005年度より当会から毎年指摘をおこなってまいりましたが、2012年1月に「京・食ねっと」が開設され、食品安全課題だけでなく、食育、ライフステージ別の情報、食と健康、またレシピ掲載など、さまざまな工夫がされており、内容もさらに充実してきていることが認められます。貴課のご努力に敬意を表する次第です。
- (3) 2004年度からその必要性について当会が指摘してきた「自主回収報告制度」にかんしても、2010年に制定された京都市食の安全安心条例中に明記され、該当する事案についての報告が市ホームページ等で公開されるようになってきたことは評価できます。
- (4) こうした取組みをさらにすすめ、京都市の食の安全・安心にかかわる施策と体制の全体および関連がより多くの市民に見えるようにしていただきたいと考えます。

〔2〕平成27年度食品衛生監視指導計画において、さらに強化・改善をお願いしたいこと

(1) 食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部改正について

- ①国のガイドラインが改正されたこととともなって、京都市においては条例の一部改正をおこなう、HACCP導入基準を取り入れることとされています。食品の安全性向上にむけての仕組みについては、さまざまな規格があり、大手をはじめとする食品関連事業者がこうしたシステムを導入して、食品による健康被害の未然防止に役立っています。

本市においては、周知のとおり、食品加工・製造の多くが中小・零細な規模によって営まれていることにひとつの特徴があります。こうした食品関連事業者にとって、HACCP規格が要求する原則・手順を実施することについては「ハードルが高い」と感じられている実情があると考えられますので、取組みの具体化にあたっては、キメの細かい支援事業が必要です。

とりわけHACCP原則のひとつである「文書化および記録保管」に困難がありますので、この面でのいねいで具体的な支援がかかせません。条例の一部改正にあたっては、講習会の

開催だけでなく、「小グループでの実践的研修」や場合によっては「個別指導」の実施もふくめて、行政と食品関連事業者団体との連携による、活用しやすく柔軟な支援事業の設計を検討してください。

- ②条例の改正点のもうひとつに、健康被害・苦情等についての保健所への報告の基準化があげられています。保健所が食品衛生上の健康被害、苦情等に関する情報を早期に探知し、食品関連事業者とともに被害拡大防止対策をすみやかにすすめることの重要さは論を待ちません。この場合、関係者の共有化が必要と思われる点のひとつに、「消費者等から健康被害の情報や健康被害の発生につながるおそれが否定できない苦情等」を食品関連事業者が受けた場合は保健所にすみやかに報告することを義務づけるという、下線部分の内容をどのように認識しておく必要があるのか、具体的な想定・事案内容に関する認識の問題があります。「健康被害の発生につながるおそれが否定できない苦情等」というのは、具体的にはどのようなものであるのか、行政・食品関連事業者および消費者団体をふくめての認識共有の機会(たとえば「報告事案情報交流会」など)をつくっていく必要があると考えます。

(2) アレルギー問題への対応について

- ①食品中のアレルギー物質検査が実施されていますが、この課題は国民の健康確保上も重要度の高いものです。「平成 27 年度計画案」において食品中のアレルギー物質検査を 210 検体に拡大するとしていることは、適切であり時宜にかなったものと考えます。
- ②とりわけ観光客・修学旅行生が多く訪れる本市においては、外食・中食におけるアレルゲン表示も重要な課題です。「平成 27 年度計画案」では、アレルギー物質検査については「市内で製造・流通する食品」のみが対象となっているようですが、「ホテル・レストラン等の店内でのアレルギー物質に関する情報提供の徹底にむけた取組みを抜本的につよめる」ことを「計画」に明記してください。

(3) 食品表示法・景品表示法への対応について

- ①食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、2003 年 8 月 29 日付・厚生労働省告示第 301 号「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」において、「食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する」ことが明記されています。国においては、一昨年、食品表示を包括・一元化する食品表示法を制定し、また昨年には景品表示法の改正をおこない、地方公共団体の権限強化を盛り込みました。これらをうけ、京都市がどのような施策対応・機構対応をおこなっていくかに関して、消費者団体・食品関連事業者団体との意見交換の場が必要と考えられますので、ご検討ください。
- ②食品表示法に盛り込まれた栄養表示の義務化については、前述したように、中小・零細規模の食品関連事業者が多くをしめる本市において、その実践可能性と負担増についての不安が大きいものとなっているところから、さまざまな支援事業を用意しておく必要があると考えます。

(4) いわゆる「健康食品」広告への対応について

- ①本年 1 月、京都地裁は、当会も加入している適格消費者団体・京都消費者契約ネットワークが提訴した健康食品のチラシ配布について差止判決をくだしました。当該事業者は薬事法をはじめとする法違反にはあたらないとの見解でしたが、消費者団体側は消費者契約法・景品表示法に抵触する行為との主張をおこない、裁判所は消費者団体側の主張を支持しました。いわゆる「健康食品」広告については、消費者からの消費生活センター等への問い合わせ・苦情も多いところですが、これまではただちに行政的な措置がとりにくい面がありました。今回の判決は、

行政と消費者団体との連携という点からも重要な意義をもったものと考えられます。こんご、「健康食品」問題における消費者被害の未然防止にむけて、行政と消費者団体との連携をいっそうつよめていく必要があります。

- ②いわゆる「健康食品」広告については、新聞で1ページ全面を使ったもの、折り込みチラシによるもの、またインターネットでの展開などがすすみ、全広告中にしめる「健康食品」についての割合も年ねん高くなってきています。

このようななかで、2007年に総務庁東北管区行政評価局は『「健康食品」の表示等に関する調査』にもとづく「所見」を発表しました。この調査は、消費生活センターに「健康食品」に関する苦情相談が多数寄せられている状況等をふまえ、消費者保護のいっそうの推進をはかる観点から、全国ではじめて実施されたものです。「所見」は、「新聞広告、新聞折り込みチラシによる探索を実施するものなし」「健康増進法所管課と関係課・消費生活センターとの連携が不十分」などの指摘がおこなっており、「県等・関係団体等と密接な連携を図りつつ実施することが重要」とのべています。こうした指摘は、東北各県にのみ限定されるものではなく、全国的なうけとめが必要なものと思われる。

「平成27年度計画案」においては、「その他の監視指導項目」のなかで、「キ）いわゆる健康食品について適正な表示を徹底するよう指導します」とのべられていますが、商品パッケージに記載されている表示内容だけでなく、「新聞広告、新聞折り込みチラシ、インターネット等の「探索」を実施することを、「計画」に明記してください。

以上